

ディスクロージャー分析

2024.11.27

～IFRS第18号の経営者が定義した業績指標と統合報告書などの関係性～

主任研究員 公認会計士・CMA 米田 祥隆

2024年4月9日に国際会計基準審議会は、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」(※1) (以下、IFRS第18号)を公表した。IFRS第18号は、財務諸表外でコミュニケーションに利用される数値と財務諸表数値との関係性の開示を求めている。企業は、有価証券報告書前段部分のいわゆる記述情報以外にも様々な報告書(統合報告書、アニュアルレポート、CSR報告書、サステナビリティレポートなど)を開示し、様々なNon-GAAP指標を開示していることがある。これらに記載したNon-GAAP指標のうち一部については、IFRS第18号の経営者が定義した業績指標(Management-defined performance measures 以下、MPM)として、IFRS財務諸表で注記が必要となることから本レポートで解説を行う。

(※1) <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2024/04/new-ifrs-accounting-standard-will-aid-investor-analysis-of-companies-financial-performance/>

はじめに

IFRS第18号は、2027年1月1日以後開始する事業年度から適用され、企業の財務諸表の表示及び開示について比較可能性の向上や情報の透明性確保を導入の目的としている。IFRS第18号は、その中でも財務諸表外の報告書などで開示が行われているNon-GAAP指標の有効性を認めた上で、MPMに該当するもの(例えば、中核事業に係る収益から費用を差し引きを行い計算される「コア営業利益」といった企業独自の利益指標など)については、その透明性を高める開示を財務諸表の注記として求めている。なお、2024年11月現在では、IFRS財団よりIFRS第18号に関する公認の和訳は公表されておらず、本レポートで用いる内容は、今後公表される和訳とは表現が異なる可能性がある。また、本文中の意見にあたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

1.MPMとは

財務諸表外において経営者が開示した指標の中には、財務諸表を理解するにあたり有効な情報が含まれている可能性があることから、IFRS第18号は、MPMの定義を定め、IFRS財務諸表に一定の注記をもってMPMに関する情報の開示を求めている。MPMに該当するものは次の要件をすべて満たすものである(IFRS18.117-120)。

① 財務諸表外で一般とのコミュニケーションにおいて使用するもの

一般とのコミュニケーションの例示としては、プレスリリース、投資家向けのプレゼンテーション、有価証券報告書の前段などが含まれるが、口頭でのコミュニケーションやソーシャルメディアへの投稿は含まれないとされている。また、財務諸表提出後に公開される統合報告書、アニュアルレポート、CSR報告書、サステナビリティレポートなどにおいてもMPM要件を満たす小計を開示する場合にも、財務諸表と同じ会計期間のNon-GAAP指標であることから、あらかじめIFRS財務諸表でMPMに関する事項の注記が必要になると考えられる。

② 企業全体の財務業績の一側面について経営者の見方を財務諸表利用者に伝えるもの

財務諸表外で一般とのコミュニケーションで利用する小計は、経営者が合理的で裏付け可能な情報により反証しない限りは、企業全体の財務業績の一側面について経営者の見方を財務諸表利用者に伝えるものであると推定が行われる。これは、一般的なコミュニケーションで経営者がわざわざ企業独自の小計を追加的に開示しているということは、財務業績の一側面について経営者の見方を財務諸表利用者に説明するために行っていると考えられるのが通常であると考えられ、反証は困難が予測される。

③ IFRS会計基準によって要求されている小計などではないもの

IFRS第18号で要求されている小計として、営業損益、財務及び法人所得税前損益、純損益、その他の包括利益などがあり、これはMPMになりえない。また、IFRS第18号で列挙されている小計は、売上総損益、減価償却・償却及びIAS第36号の範囲に含まれる減損前の営業損益（OPDAI）、法人所得税前純損益、継続事業からの純損益があるが、こちらもMPMに該当しないものとされている（図1）。また、調整後売上高、販管費といった収益または費用のみの小計、総資産利益率（ROA）といった財務比率、キャッシュ・フローに関する指標、購読者数といった非財務業績指標などは、収益及び費用の小計ではないことからMPMにならない。

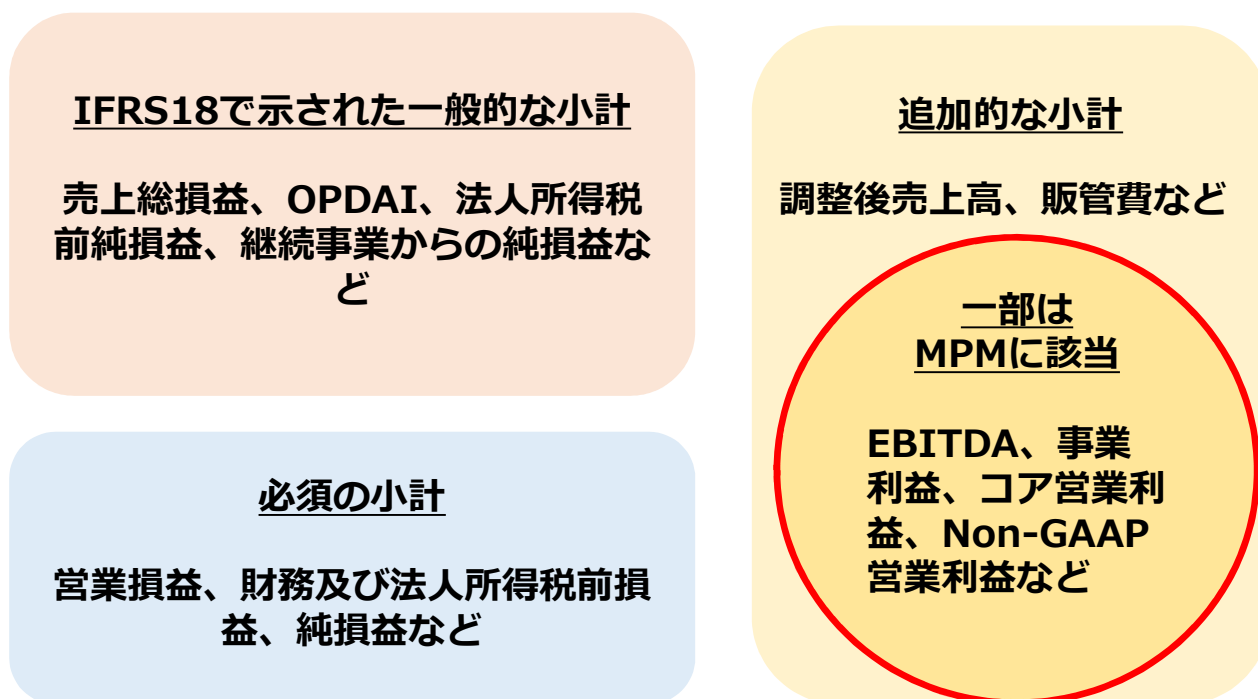


図1：【様々な小計とMPMの関係性】

2. MPMに該当する場合に求められる注記とは

MPMに該当した場合には、IFRS第18号において財務諸表で要求されている小計（例えば、営業利益）との調整表を作成することが求められている。そのため、どのようにMPMを算定しているかという計算過程を示すことになり、MPMに関する透明性が確保されることになる。また、MPMが企業の財務業績に関する有用な情報になりうるのか、MPMが財務業績に関する経営者の見方をどのように伝えているかなどについて注記をする必要がある（IFRS18.121-125）。以下にIFRS第18号に基づき求められる調整表の例をまとめた（図2）。

調整項目	2027年度	税効果	非支配持分への影響
コア営業利益（MPM）	× × ×		
減損損失	× × ×	× × ×	× × ×
リストラクチャリング費用	× × ×	× × ×	× × ×
営業利益（必須の小計）	× × ×		

図2：【IFRS第18号に基づき求められる調整表の例】

おわりに

統合報告書では自社の収益構造の説明とともに自社固有の収益ドライバーを戦略と関連付け説明することが望ましいとされているが、例えば、コア営業利益として、自社の中核事業を説明することに合わせて、中核事業に関する利益額を開示した場合に、このコア営業利益はMPMに該当する可能性が高いと考えられる。MPMに該当するとIFRS財務諸表で注記が求められ、当該注記は、監査対象にもなることを踏まえれば、IFRS会計基準の適用企業はIFRS第18号適用に向けて企業全体で、どのような報告書を作成し、どのような数値を開示しているのかを再確認し、その中からMPMになり得る情報について精査していく必要がある点に留意が必要である。